



鳥取県公報

平成15年 3月18日(火)

号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例(25) (男女共同参画推進課).....	6
	鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(26)(県民生活課).....	6
	鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例(27)(").....	11
	鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例(28)(").....	14
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(29)(").....	18

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の失効日を平成16年 3月31日(現行 平成15年 3月31日)とすることとした。(附則関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

- 1 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場について講じなければならない措置にレジオネラ症の発生を防止するための措置を加えることとした。(第 3条、第 4条関係)
- 2 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場の事業者が講じなければならない措置の基準について、脱衣場の有効面積の制限を廃止する等の改正を行うこととした。(第 3条、第 4条関係)
- 3 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場の事業者の遵守事項から、タオル、くし等の貸与の禁止等を削ることとした。(第 5条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。ただし、1は、同年10月 1日から施行することとした。

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 浴室について講じなければならない措置にレジオネラ症の発生を防止するための措置を加えることとした。(新第 6条関係)
- 2 営業施設について講じなければならない換気、採光、照明及び防湿の措置の基準を廃止することとした。(旧第 4条～旧第 6条関係)
- 3 営業施設について講じなければならない清潔措置から、ふとん及びまくらには、清潔なふとんえり、敷布及びおおいを用いること等の措置を削ることとした。(新第 4条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。ただし、1は、同年10月1日から施行することとした。

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例

1 鳥取県理容師法施行条例の一部改正

- (1) 理容師法施行令で定める場合のほか、理容所以外の場所において理容師が業を行うことができる場合を出張して業を行う必要がある場合（出張して業を行うことを常態とする場合を除く。）とすることとした。（新第2条関係）
- (2) 理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置について、つめは、常に短く切ること等の措置を削る等の改正を行うこととした。（別表関係）
- (3) 理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置から、理容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること等の措置を削ることとした。（新第4条、旧別表第2関係）

2 鳥取県美容師法施行条例の一部改正

美容師又は美容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置について、1と同様の措置を講ずることとした。（新第2条、新第4条、別表、旧別表第2関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 動物取扱業の規制

(1) 動物取扱業者についての特別の規制措置（第10条の2関係）

県内において飼育施設を設置して動物取扱業を営む者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）については、法の規定に基づき、法に規定する動物取扱業の規制に係る措置に代えて、1に規定する規制措置を適用することとした。

(2) 動物取扱業者の遵守事項（第10条の3関係）

ア 飼育施設を設置して動物取扱業を営む者は、飼育施設の構造、その取り扱う動物（法に規定する動物に限る。1において同じ。）の管理の方法等について、法の基準を遵守するとともに、その取り扱う動物の管理を適正に行わせるため、飼育施設を設置する事業所ごとに専任の動物取扱責任者を置かなければならないこととした。

イ アの動物取扱責任者（以下「動物取扱責任者」という。）は、動物の適正な飼育及び保管に関し必要な知識を習得させることを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で定める者をもって充てなければならないこととした。

(3) 動物取扱業の登録（第10条の4関係）

ア 飼育施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、飼育施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければならないこととした。

イ アの登録を受けようとする者（(4)イ及び(5)において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

(ア) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地

(ウ) 動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練又は展示の別をいう。）

(エ) 主として取り扱う動物の種類及び数

(オ) 飼育施設の構造及び規模

(カ) 飼育施設の管理の方法

(キ) 動物取扱責任者の氏名

(ク) その他規則で定める事項

ウ イの申請書には、飼育施設の平面図及び立面図その他の規則で定める書類を添付しなければならないこととした。

(4) 登録の実施等(第10条の5関係)

ア (3)アの登録は、(3)イ(ア)から(ク)までに掲げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載して行うこととした。

イ 知事は、(3)アの登録をしたときは、(3)イ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる事項((3)イ(エ)に掲げる事項にあっては、主として取り扱う動物の種類に限る。(7)イにおいて同じ。)登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならないこととした。

(5) 登録の拒否(第10条の6関係)

ア 知事は、申請者が次のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、(3)アの登録を拒否しなければならないこととした。

(ア) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(イ) (14)アにより(3)アの登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(ウ) 法人でその代表者が(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であるもの

イ 知事は、アにより(3)アの登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならないこととした。

(6) 変更の登録等(第10条の7関係)

ア (3)アの登録を受けて動物取扱業を営む者(以下「登録業者」という。)は、(3)イ(ウ)から(キ)までに掲げる事項の変更をしようとするとき((3)イ(キ)に掲げる事項にあっては、動物取扱責任者を変更する場合に限る。)は、変更の登録を受けなければならないこととした。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでないこととした。

イ アの変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

ウ (3)ウは、イの申請書についても同様とすることとした。

エ 登録業者は、(3)イ(ア)、(イ)及び(キ)に掲げる事項に変更があったとき((3)イ(イ)に掲げる事項の変更にあつては飼育施設を設置する事業所の名称の変更に、(3)イ(キ)に掲げる事項にあっては動物取扱責任者を変更しない場合に限る。)は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならないこととした。

オ 知事は、エによる届出があったときは、変更の登録を行うこととした。

(7) 変更の登録の実施等(第10条の8関係)

ア (6)ア及びオの変更の登録は、申請に係る事項及び変更の登録の年月日を動物取扱業登録簿に記載して行うこととした。

イ 知事は、(3)イ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる事項のいずれかについて(6)ア又はオの変更の登録をしたときは、(3)イ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる事項、変更の登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該登録業者に交付しなければならないこととした。

ウ (5)は、(6)アの変更の登録についても同様とすることとした。

(8) 承継(第10条の9関係)

ア 登録業者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該登録業者の地位を承継することとした。

イ アにより登録業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(9) 飼育施設の使用の廃止の届出等(第10条の10関係)

登録業者は、(3)アの登録に係る飼育施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならないこととした。

(10) 動物取扱業登録証の再交付(第10条の11関係)

ア 登録業者は、動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならないこととした。この場合において、動物取扱業登録証を損傷した者にとっては、当該損傷した動物取扱業登録証を添付しなければならないこととした。

イ 知事は、アにより再交付の申請があったときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならないこととした。

(11) 動物取扱業登録証の返納(第10条の12関係)

登録業者は、(7)イにより動物取扱業登録証の交付を受けたとき、又は(10)イにより動物取扱業登録証の再交付を受けた後に紛失した動物取扱業登録証を発見したときは、速やかに、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならないこととした。

(12) 登録の抹消(第10条の13関係)

知事は、(9)による届出があったとき又は(3)アの登録に係る飼育施設の使用を廃止した事実が判明したときは、(3)アの登録を抹消しなければならないこととした。

(13) 動物取扱業登録証の掲示(第10条の14関係)

登録業者は、当該登録に係る事業所の見やすい箇所に動物取扱業登録証を掲げなければならないこととした。

(14) 登録の取消し等(第10条の15関係)

ア 知事は、登録業者が次のいずれかに該当するときは、(3)アの登録を取り消すことができることとした。

(ア) 偽りその他不正の手段により、(3)アの登録を受けたとき。

(イ) 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(ウ) (5)ア(ア)又は(ウ)に掲げる者((5)ア(ウ)に掲げる者にとっては、その代表者が(5)ア(ア)に該当する者である場合に限る。)に該当することとなったとき。

イ 知事は、アにより(3)アの登録を取り消したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならないこととした。

ウ アにより(3)アの登録を取り消された者は、遅滞なく、動物取扱業登録証を知事に返納しなければならないこととした。

(15) 勧告、命令及び公表(第10条の16関係)

ア 知事は、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者が(2)アに違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼育施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱責任者を設置すべきことを勧告することができることとした。

イ 知事は、アによる勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。

ウ 知事は、イによる命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができることとした。

(16) 立入調査等(第10条の17関係)

ア 知事は、1の規定の施行に必要な限度において、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。

イ アにより立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

ウ アによる立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

2 手数料(第27条関係)

次に掲げる者は、それぞれに定める額の手数を納付しなければならないこととした。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (ア) 1(3)アの登録を受けようとする者 | 1件につき6,600円 |
| (イ) 1(6)アの変更の登録を受けようとする者 | 1件につき4,000円 |
| (ウ) 1(10)アにより動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者 | 1件につき1,800円 |

3 罰則(第28条の2、第29条の2、第31条、第33条関係)

(1) 1(15)イによる命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。

(2) 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処することとした。

- (ア) 1(3)アに違反して、知事の登録を受けないで動物取扱業を営む者
- (イ) 1(6)アに違反して、知事の変更の登録を受けないで1(3)イ(ウ)から(ク)までに掲げる事項を変更した者
- (ウ) 偽りその他不正の手段により1(3)アの登録又は1(6)アの変更の登録を受けた者
- (エ) 1(16)アによる報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (オ) 1(16)アによる調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は1(16)アによる質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 1(14)ウに違反した者は、5万円以下の罰金又は料りに処することとした。

(4) 1(6)エ、1(8)イ又は1(9)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処することとした。

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成15年5月1日から施行することとした。

(2) 既に動物取扱業を営んでいる者に関する経過措置

ア この条例の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)の規定による届出をして飼育施設を設置して動物取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に1(3)アの登録を受けた者とみなすこととした。この場合において、この条例の施行前に法の規定により届け出た事項は、1(3)アの登録を受けた事項とみなすこととした。

イ 知事は、施行日に、アにより1(3)アの登録を受けた者とみなされた者(以下「みなし登録業者」という。)に係る1(3)イ(ア)から(ク)まで(1(3)イ(キ)を除く。)に掲げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載することとした。この場合において、当該動物取扱業登録簿への記載に必要な準備は、この条例の施行前に行うことができることとした。

ウ みなし登録業者は、施行日から1年以内に、飼育施設を設置する事業所ごとに、動物取扱責任者の氏名を知事に届け出なければならないこととした。

エ みなし登録業者については、施行日から1年間は、1(2)及び(6)(動物取扱責任者に係る部分に限る。)は、適用しないこととした。ただし、ウによる届出(以下「届出」という。)をした後は、この限りでないこととした。

オ 届出前におけるみなし登録業者に係る1(6)ア及びオの変更の登録については、1(7)イは、適用しないこととした。

カ 知事は、届出があったときは、動物取扱業登録簿に動物取扱責任者の氏名及び届出の年月日を記載して登録を行い、1(3)イ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる事項(1(3)イ(エ)に掲げる事項にあつては、主として取り扱う動物の種類に限る。)届出の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該届出をした者に交付しなければならないこととした。

キ みなし登録業者については、カによる動物取扱業登録証の交付までの間は、1(9)(動物取扱業登

録証の返納に係る部分に限る。)並びに1(10)、1(11)、1(13)及び1(14)ウは、適用しないこととした。

ク 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処することとした。

ケ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、クの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科することとした。

条 例

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例(平成11年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成16年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>平成16年3月31日</u>以前の代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成15年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>平成15年3月31日</u>以前の代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第26号

鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 この条例において「<u>その他の公衆浴場</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（一般公衆浴場の措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場の営業者は、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1） 場内は、外部から見えないようにすること。</p> <p>（2） 脱衣場及び浴室は、男女別に区画し、相互に見通すことができないようにすること。</p> <p>（3） かぎ付きの脱衣箱を相当数設けること。</p> <p>（4） 脱衣場と浴室との境には、ガラス戸を設けること。</p> <p>（5） 洗い場の床には、<u>適当な^こ勾配をつけるとともに、排水溝を設けること。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 この条例において「<u>特殊公衆浴場</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（一般公衆浴場の措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場の営業者は、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1） <u>出入口は、男女別に設け、その区別を明示すること。</u></p> <p>（2） 場内は、外部から見えないようにすること。</p> <p>（3） 脱衣場及び浴室は、男女別に区画し、相互に見透しができないようにし、換気設備を設け、照明は20ルクス以上とすること。</p> <p>（4） <u>看守台は、下足置場、脱衣場及び浴室の見透ししやすい場所に設けること。</u></p> <p>（5） <u>脱衣場の有効面積は、男女側とも16.2平方メートル以上とすること。</u></p> <p>（6） 鍵付脱衣箱を相当数設けること。</p> <p>（7） いす、その他の休憩設備を設けること。</p> <p>（8） 脱衣場と浴室との境には、ガラス戸を設けること。</p> <p>（9） <u>浴室の天井の高さは、3メートル以上とし、勾配をつけ、漏斗状に張り上げるか、滴水落下防止の方法を講じその中央部又は適当な位置に湯気抜窓及び採光窓を設けること。</u></p> <p>（10） <u>浴室には、床面積の5分の1以上の採光窓を設けること。</u></p> <p>（11） <u>浴室の床、腰板及び浴そうは、れんが、コンクリート又はタイル等の不浸透性材料を使用すること。</u></p> <p>（12） <u>洗場の床には、適当な勾配をつけ幅5センチメートル以上の排水溝を設けること。</u></p>

(6) 男女側とも便所を設けること。

(7) 8歳以上の男女を混浴させないこと。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条 第1条の2第2項第1号アに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)及び(2) 略

2 第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 蒸気又は熱気を使用して入浴させる場合は、第1項各号に掲げる措置を講ずること。

(2) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(3) 浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を入浴者の見える場所に掲げ、又は置かないこと。

4 第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号及び第6号並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 各室の出入口の扉には、室内を見通すことのできる窓を設けること。

(2) 各室内は、出入口から常時見通すことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること。

(3) 各室の出入口には、施錠設備を設けないこと。

(13) 入浴者の利用に十分な洗桶を設けること。

(14) 浴そうは男女側とも広さ3.3平方メートル以上、深さ0.9メートル以上とし、縁の高さは0.3メートルとし、内部には、幅0.2メートルの踏段を設け、湯は、常時換流させること。

(15) 男女側とも防臭、防そ及び換気の設備を設けた便所を設け、流水式手洗器を備えること。

(16) 8歳以上の男女を混浴させないこと。

(特殊公衆浴場の措置の基準)

第4条 第1条の2第2項第1号アに掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第2号、第3号、第5号から第7号まで、第11号から第13号まで、第15号及び第16号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)及び(2) 略

2 第1条の2第2項第1号イに掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第2号、第3号、第5号から第7号まで及び第9号から第16号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 第1条の2第2項第2号に掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第2号、第11号から第13号まで及び第15号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 浴室には、換気設備を設けること。

(2) 各室内の照明は、20ルクス以上とすること。

(3) 浴そうは、使用の都度浴湯を取り替えることができる構造とすること。

(4) 蒸気又は熱気を使用して入浴させる場合は、第1項各号に掲げる措置を講ずること。

(5) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

(6) 浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を入浴者の見える場所に掲げ、又は置かないこと。

4 第1条の2第2項第3号に掲げる特殊公衆浴場の営業者は、前条第2号、第11号から第13号まで及び第15号並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 各室の出入口は、内り幅0.7メートル以上、高さ1.7メートル以上とし、そのとびらには、室内を見通すことのできる縦横0.3メートル以上の窓を設けること。

(2) 各室内は、出入口から常時見通すことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること。

(3) 各室の出入口には、施錠設備を設けないこと。

(4) 各室の床面積は、6.6平方メートル以上とし、その天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

- (4) 各室の照明設備は、室内で点滅できない装置とすること。
- (5) 各室には、布団、ソファ等入浴に直接必要としない物を置かないこと。
- (6) 営業時間は、日出時から午後12時までの間にいて定めること。

(営業者の遵守事項)

第5条 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 葉湯は、その種類、効能、浴法等を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 付添人がいないと入浴できない者で付添人がいないもの及び泥酔者を入浴させないこと。

- (5) 各室の照明設備は、室内で点滅できない装置とすること。
- (6) 各室には、布団、ソファ等入浴に直接必要としない物を置かないこと。
- (7) 営業時間は、日出時から午後12時までの間にいて定めること。

(営業者等の遵守事項)

第5条 営業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入浴者の心得を見やすい場所に提示すること。
- (2) 営業時間中は、浴そう及び水そうに清潔な湯及び水を準備しておくこと。
- (3) 浴用の湯及び水は毎日あらたなものを使用すること。
- (4) 温泉及び葉湯は、その種類、効能、浴法等を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- (5) タオル、くし、はけ又はかみそりを入浴者に貸与しないこと。
- (6) 脱衣場及び脱衣箱は、常に清潔を保ち、かつ、月1回以上害虫駆除を目的とした薬剤散布を行うこと。
- (7) 浴場の温度は摂氏42度以上に保つこと。
- (8) 温度計を備えること。
- (9) 浴そう内でタオルを使用させないこと。
- (10) 浴場内外の排水溝は汚水の停滞しないように清掃すること。
- (11) 付添人がいないと入浴できない老幼者で付添人がいないもの及び泥酔者を入浴させないこと。

第2条 鳥取県公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p><u>(8) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)、</u>あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーが</p>	<p>(一般公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p>

ら供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

- (9) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せず毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあっては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあっては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。
- (10) 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)を除去すること。
- (11) 浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。
- (12) 毎日(連日使用浴槽水にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあっては、この限りでない。
- (13) 浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
- (14) あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
- (15) 第8号から前号までに掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条 略

- 2 第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに掲げる措置を講じなければならない。
- 3 第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

ら供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

- (9) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せず毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあっては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあっては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。
- (10) 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)を除去すること。
- (11) 浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。
- (12) 毎日(連日使用浴槽水にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあっては、この限りでない。
- (13) 浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
- (14) あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
- (15) 第8号から前号までに掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条 略

- 2 第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講じなければならない。
- 3 第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)~(3) 略

4 第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)~(6) 略

(1)~(3) 略

4 第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号及び第6号並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)~(6) 略

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
	<p>(換気)</p> <p>第4条 営業施設については、次の換気措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 客室、応接室、廊下、食堂、玄関、浴室、洗面所及び便所には、窓又は適当な換気設備を設けること。</p> <p>(2) 前号の換気設備の開口部は常に開放しておくこと。</p> <p>(採光及び照明)</p> <p>第5条 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる基準を有しなければならない。</p> <p>(1) 客室、応接室及び食堂は、外気に面し、室面積の8分の1以上に相当する面積を開放できるようにし、じゅうぶん採光ができる構造であること。</p> <p>(2) 客室、応接室、食堂、玄関、浴室、洗面所及び便所等の照明は40ルクス以上にする。</p>

(清潔)

第4条 営業施設については、次の清潔措置を講じなければならない。

(1) 浴衣、布団の襟部及びまくらを覆うための布並びに敷布は、宿泊者ごとに洗濯したものをを用いること。

(2) 便所、下水溝等には、ねずみ及び昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。

(収容定員)

第5条 略

(浴室の衛生に必要な措置)

第6条 浴室は、外部から見通すことのできないようにしなければならない。

(宿泊者を拒むことができる事由)

第7条 略

(3) 廊下及び階段の照明は、常時20ルクス以上の照度を有すること。ただし、深夜においては、10ルクス以上の照度とすることができる。

(防湿)

第6条 営業施設については、次の防湿措置を講じなければならない。

(1) 浴場、洗面所、便所その他常時水を使用するところは、コンクリート、タイルその他不浸透性材料を使用し、排水に支障をきたさないようにしておくこと。

(2) 排水溝は流通をよくし、汚水及び雨水の排水に支障をきたさないようにしておくこと。

(3) 床下の通風を良好にしておくこと。

(清潔)

第7条 営業施設については、次の清潔措置を講じなければならない。

(1) ふとん及びまくらには、清潔なふとんえり、敷布及びおおいを用いること。

(2) 浴衣、えりかけ、まくらおおい及び敷布は、1宿泊者ごとに洗たくしたものをを用いること。

(3) ふとん、まくら及びたんぜんは、随時日光消毒すること。

(4) 便所及び下水溝等には、そ族昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。

(5) 便所には、専用流水式手洗設備を設けること。

(6) 洗面の湯水は、じゅうぶん補給ができるようあらかじめ準備しておくこと。

(7) 浴場、廊下その他適当な場所に紙くずかご及びたんつぼを設けること。

(収容定員)

第8条 略

(浴室の管理及び衛生)

第9条 浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1) 浴室は外部から見とおすことのできないようにし、湯気抜窓を設けて滴水落下防止の措置を講じ、浴そうの湯は常に満水にし、かつ、あがり湯又はあがり水をじゅうぶん補給できるようあらかじめ準備しておくこと。

(2) 浴そうの湯水は、毎日あらたなものに取り替えること。ただし、温泉で源泉が直接浴そうにあるものはこの限りでない。

(宿泊者を拒むことができる事由)

第10条 略

(手数料の徴収)

第8条 略

(手数料の減免)

第9条 略

(規則への委任)

第10条 略

(手数料の徴収)

第11条 略

(手数料の減免)

第12条 略

(規則への委任)

第13条 略

第2条 鳥取県旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(浴室の衛生に必要な措置)</p> <p>第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 浴室は、外部から見通すことのできないようにすること。</p> <p>(2) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあっては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあっては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>(4) 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)</p>	<p>(浴室の衛生に必要な措置)</p> <p>第6条 浴室は、外部から見通すことのできないようにしなければならない。</p>

を除去すること。

- (5) 浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。
- (6) 毎日(連日使用浴槽水にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあっては、この限りでない。
- (7) 浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
- (8) あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等(以下この条において「削除別表等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示並びに別表の表示及び削除別表等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条

並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)及び理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(理容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。)とする。</p> <p>(理容を行う場合の衛生措置)</p> <p>第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。</p> <p>(理容所の衛生措置)</p> <p>第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこととする。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、法、政令及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。</p> <p>2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(理容を行う場合の衛生措置)</p> <p>第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(理容所の衛生措置)</p> <p>第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。</p> <p>2 つめは、常に短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。</p> <p>3 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。</p> <p>4 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。</p> <p>5 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。</p> <p>6 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。</p> <p>7 理容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。</p>

別表第2(第3条関係)

- 1 理容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。
- 2 理容所の面積は、待合所を除き、理容いす1脚につき6.6平方メートル以上とし、1脚を増すごとに3.3平方メートル以上を加えること。
- 3 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 4 腰板の高さは、床面から0.6メートル以上とすること。
- 5 天井の高さは、床面から2.5メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでないこと。
- 6 消毒済みの布片等(皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。)を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。
- 7 布片等は、十分な数量を備えておくこと。
- 8 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

(鳥取県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等(以下この条において「削除別表等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示並びに別表の表示及び削除別表等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(美容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。)とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(美容を行う場合の衛生措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。

(美容所の衛生措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこととする。

(手数料の徴収)

第5条 略

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法、政令及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第2条関係)

- 1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- 2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。

(美容を行う場合の衛生措置)

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

(美容所の衛生措置)

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

(手数料の徴収)

第4条 略

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第2条関係)

- 1 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 2 つめは、常に短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。
- 3 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。
- 4 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。
- 5 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。
- 6 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。
- 7 美容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。

別表第2(第3条関係)

- 1 美容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。
- 2 美容所の面積は、待合所を除き、セット用いす1脚につき6.6平方メートル以上とし、1脚を増すごとに3.3平方メートル以上を加えること。
- 3 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 4 腰板の高さは、床面から0.6メートル以上とすること。
- 5 天井の高さは、床面から2.5メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでないこと。
- 6 消毒済みの布片等(皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。)を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。
- 7 布片等は、十分な数量を備えておくこと。
- 8 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第29号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第2章の2 <u>動物取扱業の規制（第10条の2 - 第10条の17）</u></p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 罰則（第28条の2 - 第33条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6）動物取扱業 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する動物取扱業をいう。</u></p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 罰則（第29条 - 第32条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 県は、<u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）</u>及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。</p>

(ねこの飼い主の遵守事項)

第10条 略

第2章の2 動物取扱業の規制

(動物取扱業者についての特別の規制措置)

第10条の2 県内において飼育施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む。)については、法第14条の規定に基づき、法第2章第2節に規定する措置に代えて、この章に規定する規制措置を適用するものとする。

(動物取扱業者の遵守事項)

第10条の3 飼育施設を設置して動物取扱業を営む者は、飼育施設の構造、その取り扱う動物(法第8条第1項に規定する動物に限る。以下この章において同じ。)の管理の方法等について、法第11条第1項の基準を遵守するとともに、その取り扱う動物の管理を適正に行わせるため、飼育施設を設置する事業所ごとに専任の動物取扱責任者を置かなければならない。

2 前項の動物取扱責任者(以下「動物取扱責任者」という。)は、動物の適正な飼育及び保管に関し必要な知識を習得させることを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で定める者をもって充てなければならない。

(動物取扱業の登録)

第10条の4 飼育施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、飼育施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(次条第2項及び第10条の6において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地
- (3) 動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練又は展示の別をいう。)
- (4) 主として取り扱う動物の種類及び数
- (5) 飼育施設の構造及び規模
- (6) 飼育施設の管理の方法
- (7) 動物取扱責任者の氏名
- (8) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、飼育施設の平面図及び立面図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第10条の5 前条第1項の登録は、同条第2項各号に掲

(ねこの飼い主の遵守事項)

第10条 略

げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

- 2 知事は、前条第1項の登録をしたときは、同条第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項にあつては、主として取り扱う動物の種類に限る。第10条の8第2項において同じ。）登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならない。

（登録の拒否）

第10条の6 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第10条の4第1項の登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第10条の15第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 法人でその代表者が前2号のいずれかに該当する者であるもの

- 2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の登録等）

第10条の7 第10条の4第1項の登録を受けて動物取扱業を営む者（以下「登録業者」という。）は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするとき（同項第7号に掲げる事項にあつては、動物取扱責任者を変更する場合に限る。）は、変更の登録を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 前項の変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第10条の4第3項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 4 登録業者は、第10条の4第2項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項に変更があつたとき（同項第2号に掲げる事項の変更にあつては飼育施設を設置する事業所の名称の変更に、同項第7号に掲げる事項にあつては動物取扱責任者を変更しない場合に限る。）は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があつたときは、変

更の登録を行うものとする。

(変更の登録の実施等)

第10条の8 前条第1項及び第5項の変更の登録は、申請に係る事項及び変更の登録の年月日を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

2 知事は、第10条の4第2項第1号から第4号まで又は第7号に掲げる事項について前条第1項又は第5項の変更の登録をしたときは、第10条の4第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項、変更の登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該登録業者に交付しなければならない。

3 第10条の6の規定は、前条第1項の変更の登録について準用する。

(承継)

第10条の9 登録業者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該登録業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(飼育施設の使用の廃止の届出等)

第10条の10 登録業者は、第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならない。

(動物取扱業登録証の再交付)

第10条の11 登録業者は、動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。この場合において、動物取扱業登録証を損傷した者にあつては、当該損傷した動物取扱業登録証を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により再交付の申請があつたときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならない。

(動物取扱業登録証の返納)

第10条の12 登録業者は、第10条の8第2項の規定により動物取扱業登録証の交付を受けたとき、又は前条第2項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けた後に紛失した動物取扱業登録証を発見したときは、速やかに、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条の13 知事は、第10条の10の規定による届出があつたとき、又は第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止した事実が判明したときは、同項の登録

を抹消しなければならない。

(動物取扱業登録証の掲示)

第10条の14 登録業者は、当該登録に係る事業所の見やすい箇所に動物取扱業登録証を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の4第1項の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第10条の4第1項の登録を受けたとき。

(2) 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(3) 第10条の6第1項第1号又は第3号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、その代表者が同項第1号に該当する者である場合に限る。)に該当することとなったとき。

2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消された者は、遅滞なく、動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(勧告、命令及び公表)

第10条の16 知事は、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者が第10条の3第1項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼育施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱責任者を設置すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(立入調査等)

第10条の17 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例(第2章の2の規定を除く。)の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第26条 知事は、第10条の17第1項又は前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料等)

第27条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第10条の4第1項の登録を受けようとする者

1件につき6,600円

(2) 第10条の7第1項の変更の登録を受けようとする者

1件につき4,000円

(3) 第10条の11第1項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者

1件につき1,800円

(4) 略

(5) 略

2 略

(規則への委任)

第28条 略

第7章 罰則

第28条の2 第10条の16第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第29条 略

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の4第1項の規定に違反して、知事の登

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第26条 知事は、法第13条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料等)

第27条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 略

(2) 略

2 略

(規則への委任)

第28条 略

第7章 罰則

第29条 略

録を受けないで動物取扱業を営む者

- (2) 第10条の7第1項の規定に違反して、知事の変更の登録を受けないで第10条の4第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 偽りその他不正の手段により第10条の4第1項の登録又は第10条の7第1項の変更の登録を受けた者
- (4) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第10条の17第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 略
- (2) 第10条の15第3項の規定に違反した者
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

第32条 略

第33条 第10条の7第4項、第10条の9第2項又は第10条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

第32条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(既に動物取扱業を営んでいる者に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による届出をして飼育施設を設置して動物取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第10条の4第1項の登録を受けた者とみなす。この場合において、この条例の施行前に法第8条第1項の規定により届け出た事項は、新条例第10条の4第1項の登録を受けた事項とみなす。

3 知事は、施行日に、前項の規定により新条例第10条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者(以下「みなし登録業者」という。)に係る同条第2項各号(同項第7号を除く。)に掲げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載するものとする。この場合において、当該動物取扱業登録簿への記載に必要な準備は、この条例の施行前に行うことができる。

4 みなし登録業者は、施行日から1年以内に、飼育施設を設置する事業所ごとに、新条例第10条の4第2項第7号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

5 みなし登録業者については、施行日から1年間は、新条例第10条の3及び第10条の7の規定(動物取扱責任者に係る部分に限る。)は、適用しない。ただし、前項の規定による届出(以下「届出」という。)をした後は、この限りでない。

- 6 届出前におけるみなし登録業者に係る新条例第10条の7第1項及び第5項の変更の登録については、新条例第10条の8第2項の規定は、適用しない。
- 7 知事は、届出があったときは、動物取扱業登録簿に新条例第10条の4第2項第7号に掲げる事項及び届出の年月日を記載して登録を行い、同項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項にあつては、主として取り扱う動物の種類に限る。）届出の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該届出をした者に交付しなければならない。
- 8 みなし登録業者については、前項の規定による動物取扱業登録証の交付までの間は、新条例第10条の10の規定（動物取扱業登録証の返納に係る部分に限る。）並びに第10条の11、第10条の12、第10条の14及び第10条の15第3項の規定は、適用しない。
- 9 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

